

令和 6年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：社会福祉課
担当名：施設指導・福祉人材担当
内線：3276 (単位：千円)

番号	事業名				会計	款	項	目	説明事業	
S15	福祉専門技術者養成強化事業費				一般会計	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	福祉施設人材確保対策事業費	
事業期間	平成 6年度～	根拠法令	埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例				針路分野施策	03 介護・医療体制の充実 0302 介護人材の確保・定着対策の推進	SDGsゴール SDGsターゲット	4, 9 4-4, 9-1
1 事業概要 県内の社会福祉施設等における理学療法士及び介護福祉士等の福祉専門技術者の確保を図るため、将来県内の社会福祉施設等へ就職を希望する学生に対し修学資金を貸与する。 現在は債権管理のみを行い、貸付金の返還があった場合、その1/2を国庫に返還する。 福祉専門技術者養成強化事業費 △1,366千円					5 事業説明 (1) 事業内容 介護福祉士等、福祉専門技術者の確保を図るため、県内の社会福祉施設に就職を希望する学生に対し修学資金を貸与していた。現在、貸付事業は県社会福祉協議会が行っており、県は債権管理を行っている。 介護福祉士修学資金貸付金の返還があった場合は、その1/2の額を国に返還するもの。 ・貸付対象者 卒業後県内の社会福祉施設等において介護福祉士等としてその業務に従事する意思があり、身体強健、品行方正で学業成績が良好である者。 ・貸与額 平成27年度貸付者 月額 50,000円以内、入学準備金 200,000円以内 ・貸与期間 養成校の正規の修学期間。ただし、貸与決定は毎学年ごとに行う。 ・返還免除 次の場合にあつては、返還を免除する。 ①当然免除 養成校を卒業後、直ちに県内の社会福祉施設等に勤務し、介護福祉士の業務に5年間従事したとき。 ②裁量免除 貸与を受けた期間以上県内の社会福祉施設等に勤務し、介護福祉士の業務に従事したとき、又は在職期間中に死亡したとき。 (2) 事業計画 ・平成12年度から理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、社会福祉士の新規募集を休止。 ・平成17年度から介護福祉士の新規募集を休止。 ・平成18年度から全ての貸付を休止。 ・平成27年度に貸付を実施。 ・平成28年度からは県社会福祉協議会が貸付事業を実施。 現在は、債権管理のみを行っている。 (3) 補正予算の概要 令和5年度介護福祉士修学資金貸付金の返還が見込みを下回ったことに伴う、国への返還額の減額補正。					
2 事業主体及び負担区分 介護福祉士等修学資金貸付金（国1/2・県1/2）										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円 ×0.1人＝950千円										
予算額		財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額	
決定額	△1,366							△1,366	181	
現計額	1,547							1,547		

事業内訳書

事業名	福祉専門技術者養成強化事業費		
単位事業名	福祉専門技術者養成強化事業費	予算額	△ 1,366千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	△1,366	—	
合計	△1,366	—	

○歳出

(単位：千円)

節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
償還金、利子及び割引料	△1,366	—	令和5年度介護福祉士修学資金貸付金の返還が見込額を下回ったことに伴う国庫補助金返還金の減額
合計	△1,366	—	